

下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会（第3回）議事要旨

（仙台地域委員会庶務）

第1 日時

10月31日（金）午後1時

第2 場所

仙台地方裁判所中会議室

第3 出席者

（委員）河上正二・佐々木廣充・千葉勝郎（委員長）・樋口晟子・別府英明

（庶務）中鉢仙台高裁総務課長，宮城仙台高裁総務課課長補佐

（説明者）秋葉仙台高裁事務局長

第4 議題

- 1 第2回仙台地域委員会の議事要旨の確定について
- 2 指名候補者に関する情報受付の周知依頼の範囲について
- 3 指名候補者に関する情報の取りまとめについて
- 4 次回の予定について

第5 配布資料

- 1 下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会（第2回）議事要旨（案）
- 2 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第4回）議事要旨
- 3 平成15年10月23日付け地域委員会委員長あて下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長作成書簡
- 4 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第5回）議事要旨

第6 議事

委員会冒頭で，委員長から仙台高裁事務局長が説明者として出席することに

ついて提案があり、了承され、入室した。

1 第2回仙台地域委員会の議事要旨の確定について

第2回議事要旨については、庶務案を一部修正の上確定された。

ホームページに掲載する議事要旨について、「個人の特定にわたる部分についてはホームページに掲載しないとしても、国民の意思をできるだけ裁判官の指名手続に反映させるという委員会の趣旨から、また、この委員会としての情報は他に発信する場がないのであるから、委員会においてどういう議論がどういうレベルでなされているのか、例えば、現に係属中の事件に関することについても審議がなされているといったことなどが、一般人から見てもある程度分かる程度に掲載されるべきではないか。」との意見に対し、「個別の人を俎上に上げた人事に関する議論であり、個別情報についての具体的な審議までホームページに掲載すると、対象者の特定につながりかねないし、公表することによってあらぬ憶測を招く危険がある。」、「未だ審議中の段階で余り具体的な話が出るのはどうかと思うし、当該裁判官に対する無用なプレッシャーともなりかねない。また、個々の議論を一般的なものと個別のものに振り分けるとなれば、誤解を招かないように加工するためのコストの問題もあろう。」との意見が述べられ、その上で、庶務案を一部修正の上確定された。

2 指名候補者に関する情報受付の周知依頼の範囲について

「第5回中央委員会の議事要旨を見れば、札幌地域委員会における議事の取りまとめの関係で、地域の実情によっては、地域委員会の判断で、対応する弁護士会以外の弁護士会にも情報収集を依頼することも考えられなくはないとしており、情報受付の周知依頼の範囲については、中央でも少し幅を持って考えてきているように見られる。当地域委員会管内でも、北海道ほどではないが、仙台には山形、盛岡、福島から来ている弁護士がいるし、特に、相馬支部では、地元弁護士が少なく、ほとんど仙台の弁護士が行っている。地域の実情によっては、地域委員会の判断で周知依頼をしていいと思うし、高裁管内くらいには

情報収集の依頼をしてもよいのではないか。」、「一般論としては既に中央で取りまとめられているが、東北地区の特殊性をどの程度考えていくかということは議論してもよいと思う。そこで、当該裁判官のデータが存在する蓋然性が高いところから無理のない範囲で情報を収集するという一方で、周知依頼の範囲を段階的に考えていけばよいと主張してきたところであるが、中央の委員会からの要請は相当に強い拘束力を持つものか。」との意見に対し、「中央の第4回委員会において、弁護士任官の場合の情報収集の在り方が協議されているが、裁判官についても同様に、本人のプライバシーに配慮しながらどのようにして有益情報を収集するかという議論であろう。やはり無用に情報が流れるということは避けるべきであり、両者のバランス、合理的な線引きがどこかということで、一般的には、各対応庁会に周知依頼をするという取り決めがなされたものと思われる。実質的にも、現任庁に対応する庁会が最も情報を保有する蓋然性が高いのではないか。例外的な取扱いをすることについて、プライバシーへの配慮を破るような合理的な根拠があれば格別、現時点では、中央の委員会の審議結果のとおり情報収集をすることとし、格別の事情があれば、その時点で個別に検討するというところでどうか。」との意見が述べられた。また、「重点審議者については、現任庁だけでなく、前任庁にも周知依頼をするとなったことで、依頼された前任庁会では、当該候補者が重点審議者であることがすぐにわかってしまうということになり、プライバシーとは言っても少々粗く考えているということはないか。」との意見、「他の方法とのメリット、デメリットを考えて、ぎりぎりやむを得ないという選択ではないかと思う。」との意見が述べられた。

その上で、次のとおり取りまとめられた。

指名候補者に対する情報受付の周知依頼先は、当面、中央の委員会の審議結果のとおり、指名候補者の現任庁に対応する庁会とするが、次回以降も、他の地域委員会の今後の情報収集方法を踏まえ、状況に応じて対応を検討して

いくこととされた。

3 指名候補者に関する情報の取りまとめについて

(1) 二弁護士会長からのアンケート結果の情報提供について

「二弁護士会に対して、10月23日付け中央委員会委員長作成書簡を参考送付してはどうか。」との提案があり、提案どおり同書簡を両弁護士会に送付することとされた。

なお、「弁護士会では、会員から顕名で出してもらっているアンケートの結果をそのままこの委員会に報告しているだけであり、弁護士会の意見として出しているものではない。アンケートの結果、不可とする意見がなかったという情報は、他の情報との対比資料としても使用できようし、情報提供の方法としては、いろいろな形があつてよいと思う。方法論として余り厳密に考える必要はないのではないか。」との意見が述べられた。

(2) Aから提供された情報について

「指名候補者に関する情報は全国から集まるであろうし、個々の情報の適否は中央の委員会において最終判断をするというのであれば、地域委員会に寄せられた情報は、できるだけ中央の委員会に送るべきではないか。」

「地域委員会に提供された情報が何件あるかということくらいは、中央の委員会に対して報告した方がよいのではないか。」との意見に対して、「中央の委員会に送付するのであれば、提供された情報について事実関係を確認する必要があるが、本情報については、単発的なものであれば、指名候補者の指名の適否に重要な影響を及ぼす情報とまでは言えず、そこまで踏み切らないとしたのが前回の議論であり、結果として、対象者については、前回以降新たな情報が寄せられなかったのであるから、中央に情報を送付する必要はないということになるのではないか。」、「当地域委員会の対象者に関する情報が他の委員会に提出されれば、当地域委員会に情報が提供されることになる。」との意見が述べられた。

その上で、本件情報については、中央の委員会に報告しないこととされた。

なお、「地域委員会において情報提供の当否について判断に迷う場合には、中央の委員会、場合によっては最高裁に資料提供を求めるということは規則上可能なのではないか。」との意見が述べられた。

(3) Bから提供された情報について

「指摘するような訴訟進行、問題点の有無を検討するためには事件記録に当たる必要があるが、当委員会における調査は困難である。」旨の意見を付して、中央の委員会に送付することとされた。

第7 次回の予定について

次回期日は追って指定する。

平成15年12月1日

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

仙台地域委員会委員 各位

仙台地域委員会庶務

仙台高等裁判所事務局総務課長 中 鉢 功

第3回仙台地域委員会議事要旨の確定について

10月31日（金）に開催された第3回仙台地域委員会の議事要旨案を送付いたしますので、御意見があれば12月8日（月）までお知らせください。